「地域医療を担う医師育成支援事業」助成基準について（申し合わせ）

平成26年4月15日　地域医療支援センターミーティング決定

（※「指導医養成プログラム事業」での申し合わせを流用）

令和元年9月10日　地域医療支援センター教員ミーティング改訂

選定を行うに当たり、その方法及び助成基準を下記のとおり申し合わせる。

１．選定に係る審査は、副センター長、センター長補佐、特任助教で構成する選定部会において審査を行い、その審査結果をもとにセンター長が選定する。

２．①国内で開催される研修会等へ参加するための旅費（交通費、日当、宿泊費等）及び参加費、②研修会等を開催するに当たり、招聘講師の旅費（交通費、日当、宿泊費等）、謝金、会場借り上げ経費等を助成する。但し、県内の移動であれば旅費を支給しない。

３．上記２．①の応募申請は、申請者一人につき、1件の申請とする。

４．上記２．①の採択に当たっては、本事業の趣旨にのっとり初期研修医を含む助教までの若手医師（医師経験年数10年未満）を優先する。

５．資格認定試験に係る費用（受験料、検定料、旅費）、昼食代、懇親会費及び学会年会費等は助成対象外とする。

６．上記２．②の主催が外部団体の場合は助成対象外とする。

７．上記２．②の内容・参加対象者等が全県的なものであることが望ましい。

８．過去に本事業で採択歴のない者を優先する。また、下半期では、同一年度の上半期に採択されていない申請者を優先する。

９．応募申請時に日程等が未定であっても、開催予定があれば申請可とする。

１０．助成を受けた者は、帰任後、各部門（部署）に於いて報告会等を行うことを義務付ける。

１１．採択にあたっては、所属部門（部署）のバランスに配慮する。